

# 山口県報

平成21年  
2月24日  
(火曜日)

## 目次

告示

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....

保安林の指定(森林整備課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

道路の供用の開始(道路整備課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

県営大椎立地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....

県営山無地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....

林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課).....



### 山口県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、  
市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十一年二月二十四日

市町名	山陽小野田市	施行地区	狼地区	事業の種類	ため池の整備	山口県知事	二井 関成	同意年月日	平成二一、二、一六
-----	--------	------	-----	-------	--------	-------	-------	-------	-----------

### 山口県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
  - 下関市豊田町大字稲見字古森一八四の二、一九九の三、四二七から四三〇まで、四三二から四三七まで、四四六、四四八、四四九、四五一、字河内神二〇四、二〇五、二〇七、二一六から二二八まで、字飯宿二二〇の二、字北ヶ迫五八五、六〇一から六〇三まで
- 二 指定の目的
 

水源のかん養
- 三 指定実施要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 

次のとおりとする。
  - (一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。
    - 一 保安林の所在場所
 

長門市深川湯本字岩ヶ河内一三五、一三八の一
    - 二 指定の目的
 

土砂の流出の防備
    - 三 指定実施要件
      - (一) 立木の伐採の方法
        - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第七十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 四三七号  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮 一九七の五地先から 同郡 同町 同大字 同字一 九八の一 地先まで	最狭 二一・八〇	最狭 二四・〇二	四三・六	四三・六	道路改良工事に 完了による。

道路の種類 県道  
路線名 大島環状線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮 一九八の一 地先から 同郡 同町 同大字 同字一 九七の五地先まで	最狭 二一・八〇	最狭 二四・〇二	四三・六	四三・六	一般国道四三七 号の道路の区域 (重用)

**山口県告示第七十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四三七号	大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮一九七の五地先から 同郡 同町 同大字 同字一九八の一 地先まで	平成二十一年二月 二十五日

**山口県告示第七十六号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
長門市東深川字大ケ坪九二五の六及び 字柳ヶ坪九四三の三〇	六・〇	五〇・八	三一六・一一



(五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成

二十年十月三日山口県公告(三八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山口井筒屋山口店  
所在地 山口市中町一三の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五七) 県営大椎立地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営大椎立地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類  
県営大椎立地区ため池等整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年二月二十五日から同年三月十六日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(五八) 県営山無地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営山無地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類  
県営山無地区ため池等整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年二月二十五日から同年三月十六日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(五九) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十一年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習の対象となる者  
林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所  
(一) 日時  
平成二十一年三月十八日(水曜日)午前九時から  
(二) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部四号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令		二	
種苗の産地及び系統		二	
種苗の生産技術		二	

四 受講の手続  
講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五

号) 第一条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万四千円に相当する山口県収入証紙をはって、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成二十一年三月十一日(水曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

平成二十一年二月二十四日印刷

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)